



プレスリリース

平成30年3月22日

各 位

株式会社 日本商品清算機構

取締役会における中期経営計画策定等の決議について

本日開催の当社取締役会において、2018年度～2020年度における中期経営計画及び2018年度の事業計画（参考）を別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問合せ先
株式会社 日本商品清算機構
(問合せ先 03-5847-7521)

株式会社日本商品清算機構 2018 年度中期経営計画

【情勢認識】

1. 2017 年度上期前半は、北朝鮮問題による地政学的リスクの高まりがあり、金投資が人気化する場面があったものの、7 月以降は、仏大統領選挙での中道派候補の勝利により欧州の政治リスクが回避されたことや米金融政策の様子見から、主力商品の金の低ボラティリティが常態化することとなった。下半期も金の低ボラティリティの継続により概ね取引は低迷していたが、年末にかけて世界経済の回復期待に伴い原油、貴金属といった商品相場は底固い展開となり、取引も低迷期を脱することとなった。年明け以降、内外の株式相場が乱高下したことを受け、商品相場も高ボラティリティとなったことにより取引高が好調を示す一方で、取引証拠金については、1 月上旬に 2011 年 7 月以来の 1,800 億円台に乗せる増加傾向を示した。
2. 予てからの課題であった欧州市場インフラ規則(EMIR)に係る第三国 CCP 認証を昨年 3 月に取得し、当該認証に係るフォローアップレビューへの対応を実施した。引き続き FMI 原則など国際的リスク管理規制への対応に万全を尽くす必要がある。
3. TOCOM の目指す総合エネルギー先物市場の整備等に向けた取組みについて、TOCOM と歩調を合わせて、規程改正及び清算システムの構築などの所要の作業を進めている。
4. 以上の認識の下、TOCOM グループの一員として、より一層の一体的かつ戦略的な経営を行い、以下の課題に着実に取組む。

【中期経営目標】

定例業務を的確に遂行するとともに、下記の事項に取組むことにより、環境変化に的確に対応しつつ、国際的に信頼性の高い清算機関を目指す。

【重点戦略】

1. 清算業務遂行基盤の確立
 - (1) 長期安定的な経営基盤の構築
 - (2) 次期売買・清算システムの在り方の検討及び更改に向けた取組み
 - (3) 違約対策財源増強の検討
2. リスク管理に係る規制強化への対応
「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」及び「FMI 原則」を踏まえた国際基準のリスク管理規制強化への対応。
3. 新たな経営課題等への対応
 - (1) TOCOM 等が行う取引活性化に向けた諸施策に連動した取組み

- ・ TOCOM 及び関係団体が実施する取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応を進める。
- (2) 総合エネルギー先物市場や TSR20 等、TOCOM の新規上場に向けた取組み
 - ・ TOCOM が進める新規上場に向けた取組みと歩調を合わせ、清算機関として必要な対応を行う。
 - (3) 新たな清算参加者の拡充への対応
 - ・ TOCOM による新たな市場参加者の参入促進に向けた取組みと歩調を合わせ、清算参加者の参入等について必要な対応を行う。
 - (4) 取引証拠金の当日中の預託制度への変更に係る対応
 - ・ 団体組織問題検討委員会とりまとめを踏まえた取引証拠金の当日預託制度変更に係る所要の対応を行う。

以上

株式会社日本商品清算機構 2018 年度事業計画

1. 清算業務遂行基盤の確立

(1) 長期安定的な経営基盤の構築

(2) 次期売買・清算システムの在り方の検討及び更改に向けた取組み

(3) 違約対策財源増強の検討

2. リスク管理に係る規制強化への対応

・「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」及び FMI 原則を踏まえた国際基準のリスク管理規制強化への対応を進める。

3. 新たな経営課題等への対応

(1) TOCOM 等が行う取引活性化に向けた諸施策に連動した取組み

・TOCOM 及び関係団体が実施する取引活性化に向けた諸施策に連動した適切な対応を進める。

(2) 総合エネルギー先物市場や TSR20 等、TOCOM の新規上場に向けた取組み

・TOCOM が進める新規上場に向けた取組みと歩調を合わせ、清算機関として必要な対応を行う。

(3) 新たな清算参加者の拡充への対応

・TOCOM による新たな市場参加者の参入促進に向けた取組みと歩調を合わせ、清算参加者の参入等について必要な対応を行う。

(4) 取引証拠金の当日中の預託制度への変更に係る対応

・団体組織問題検討委員会とりまとめを踏まえた取引証拠金の当日預託制度変更に係る所要の対応を行う。

以上